

議案第 62 号

石垣市第三者委員会設置条例

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、本市職員の事務執行上の誤り等に関し、原因究明及び再発防止を図るため、石垣市第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に基づき、事務執行上の誤り等に関し、発生した事案ごとに、原因究明及び再発防止策に関する調査検討を行い、その結果を答申する。

(組織)

第 3 条 委員会は、7 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法律に関する知識を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長は委員長をもって充てる。ただし、委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、原則、非公開とする。

5 委員長は、その所掌事務の遂行上必要があるときは、関係者に対し、資料の提供又は出席を求め、説明又は報告をさせることができる。

(報告)

第 7 条 委員会の委員長は、所掌事務の進捗状況を必要に応じて市長に報告する。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員が、その職務に従事したときは、石垣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年石垣市条例第70号）の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

(1) 報酬 1日につき9,000円

(2) 費用弁償 石垣市職員の旅費に関する条例（昭和57年石垣市条例第18号）第10条第2号に規定する2等級職員の旅費の例による。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年9月1日提出

石垣市長 中山 義 隆

理 由

本市職員の事務執行上の誤り等について、原因究明及び再発防止を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、石垣市第三者委員会を設置するため、条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。